

平成 2 1 年 度

北海道立図書館運営計画

北海道立図書館

目 次	(ページ)
はじめに	1
北海道立図書館運営の基本方針	1
1 運営の重点	2
2 事業計画の概要	3
(1) 市町村立図書館等への支援	3
(2) 資料の収集・整理・保存	5
(3) 利用者サービスの充実	7
(4) 課題解決支援等レファレンスサービスの充実	9
(5) 子ども読書活動の推進	9
(6) 各種研修等の充実	10
(7) 関係団体・機関等との連携	11
(8) 施設・設備の改善・活用	12
(9) 管理運営と組織・機構等	13
(10) その他	13
(参考) 平成21年度図書館活動振興事業等予定一覧	14
3 予算の概要	15
4 組織体制	16
5 図書館資料の整備計画	17
(1) 購入による資料収集	17
(2) 寄贈等による資料収集	19
(3) その他	19
6 非常措置計画の概要	20

はじめに

北海道立図書館は、現在地に移転した昭和42年に「道立図書館運営の基本方針」を定め、図書館機能の充実に努め、広く道民へのサービスの展開を目指し、運営をしてまいりました。

平成19年に至り、現在地に移転して40年以上経過したことなどから、事業の現状分析と利用者ニーズの把握に基づく課題の整理を行い、平成20年3月には、向こう5ヶ年間の図書館事業の推進方向を示す「北海道立図書館事業推進計画」及び「北海道立図書館事業行動計画」を策定いたしました。

北海道立図書館管理規則第14条第1項に基づき、毎年度、定める「北海道立図書館運営計画」について、平成21年度の計画は、上記の推進計画、行動計画を踏まえて定めます。

北海道立図書館運営の基本方針

(昭和42年4月制定)

(平成16年3月最終改正)

北海道立図書館は、道民の生涯学習を支援する拠点の一つとして、図書館機能の充実に努め、広く道民へのサービスの展開を目指します。

図書館のセンターとして 図書館の図書館

道内の図書館網のセンターとして、市町村立図書館の活動に協力し、併せて専門図書館、大学図書館等とも連携して、図書館活動の推進に努める。

参考図書館として 何でもわかる図書館

道民の多様なニーズに対応できるよう、一般資料のほか比較的高度な調査研究に必要な資料等を整え、道民がこれらの資料を利用できるサービスを行う。

全域サービスの図書館として 道民みんなの図書館

図書館未設置地域への支援、図書館情報システムの整備等により、いつでも、だれでも、どこからでも求められた資料や情報に対応できる図書館サービスを展開する。

1 運営の重点

平成21年度の運営に当たっては、「北海道立図書館運営の基本方針」等に沿って、次の事項を重点的に取り組んでまいります。

(1) 市町村立図書館等への支援

北海道における図書館の振興を図るため、市町村立図書館等の活動への協力と図書館未設置市町村への助言等に努めます。

(2) 資料収集の充実

「北海道立図書館資料収集方針」、「北海道立図書館資料収集計画」に基づき、道内の資料センターとして、多様化する道民の要求に応えるため、資料の整備に努めます。

(3) 利用者サービスの充実

多様化、高度化する道民のニーズに対応するため、利用者サービスの向上に努めます。

(4) 課題解決支援サービスの取組

「これからの図書館像 - 地域を支える情報拠点をめざして - 」(平成18年4月文部科学省公表)を踏まえ、行政支援等課題解決支援サービスに取り組めます。

(5) 子ども読書活動の推進

北海道子ども読書活動推進計画(平成20年3月北海道教育委員会策定)に基づき、子どもの読書活動の支援に努めます。

2 事業計画の概要

本年度の行う事業については、次のとおり、取り組んでまいります。

大要項目 (1)市町村立図書館等への支援	(6)各種研修等の充実
(2)資料の収集・整理・保存	(7)関係団体・機関等との連携
(3)利用者サービスの充実	(8)施設・設備の改善・活用
(4)課題解決支援等リアルサービスの充実	(9)管理運営と組織・機構等
(5)子ども読書活動の推進	(10)その他

計画目標値等

(1) 市町村立図書館等への支援

道民がどこに住んでいても必要とする資料・情報が確実に入手できるよう、市町村立図書館等と連携・協力し、協力貸出し¹や協力レファレンス²のより一層の推進に努めます。

また、図書館未設置市町村に対しては、公民館図書室等の活性化や図書館設置促進のための事業・助言を行い、図書館づくりを支援します。

ア 協力貸出しの推進

(ア) 市町村立図書館等や大学、専門図書館等に対する協力貸出しについては、引続き多くの図書館等が利用されるよう周知と推進に努めるとともに、インターネットを利用した相互貸借の申込みの積極的利用を促進するPRに努めます。

貸出155市町村
41,000
42,000冊

また、市町村立図書館等の利用の促進や図書館PR等のための展示貸出しについても、開催のための助言とともに推進に努めます。

(イ) インターネット予約貸出し(受取館方式³)を積極的に周知し、拡大に努めます。

受取館
70 75市町村

(ウ) 「北海道立図書館協力ハンドブック」を活用し、当館業務の周知や理解に努め、利用促進を図ります。

2,000
2,300冊

(エ) 北方資料のうち、手書き資料、青焼き資料、劣化資料等の原本を貸出しできない貴重な資料について、適宜複製本を作成し、資料要求に応えます。

(オ) 所蔵していない資料については、リクエスト制度⁴の周知と推進に努めるとともに、入手できない場合については所蔵館調査を行い、市町村立図書館等の資料要求に応えるよう努めます。

1 協力貸出し 利用者が求める資料が、市町村立図書館等で所蔵していない場合に地元の図書館等を通して貸出しを行うこと

2 協力レファレンス 市町村立図書館等からのレファレンス。なお、レファレンスとは調べものや資料を求めている利用者の質問に対して、必要な情報や資料を調査し回答することを言う。

3 受取館方式 所蔵する資料を個人が借り受ける場合に、北海道立図書館情報システムに、インターネットにより直接貸出予約申込みを行い、希望する道内図書館等(受取館)を通じて受け取る方式

4 リクエスト制度 利用者が求める資料が図書館で未所蔵の場合等は、購入等により提供する制度

- (カ) ホームページ上に、新着資料や北方資料⁵の案内を掲載し、広く所蔵資料の紹介に努めます。また、寄贈資料のうち、重複等の理由で受入れしなかった資料を協力用図書として掲載し、広く図書館等に呼び掛け、図書の有効活用に努めます。

イ 協力レファレンスの推進

- (ア) 市町村立図書館等の実情に合わせ、受講者の要望に基づくカリキュラムで行う「市町村図書館職員レファレンス体験研修」を随時に実施し、市町村におけるレファレンス⁶の普及とスキルアップ、さらに相互理解に努めます。
- (イ) 市町村立図書館等から寄せられる協力レファレンスを迅速・的確に解決し、サービスの向上と利用促進に努めます。
また、メールレファレンスの周知に努めます。
- (ウ) 調査・回答事務を効率的に進めるため、外部データベースやインターネット上の有効サイトの情報の整理、活用を図り、またこれらを情報発信し、市町村との共有化に努めます。
- (エ) 文献目録、書誌目録等を作成し、市町村立図書館等のレファレンスを支援し、所蔵資料の利用促進に努めます。
また、地域資料に関するレファレンスを支援するため、書誌作成などの情報提供に努めます。
- (オ) 北海道立図書館レファレンス通信『Do-Re』を発行し、市町村立図書館等に役立つ情報を幅広く提供し、さらに道立図書館のレファレンスのPRや市町村立図書館等との相互連携に努めます。

参考 20年度

研修6回18名

参考19年度

5,514件

発行3～4回

ウ 市町村立図書館及び図書館未設置市町村の活動の支援 (市町村支援事業)

図書館づくり及び図書館活動の活性化を図る市町村の求めに応じて、次の事業を実施します。

大量一括貸出し

- (ア) 図書館活動の活性化を図る市町村立図書館等に対し、託送等により図書資料を貸し出すとともに、公民館図書室等の利用促進や読書活動の推進を図ります。

40,000

41,000冊

利用者ニーズに沿った図書のセットをつくり、利用の拡大を図るため、PRに努めます。

5 北方資料 北海道・旧樺太・千島など北方地域についての資料

一般資料 北方資料以外の国内外などの資料

6 レファレンス 調べものや資料を求めている利用者の質問に対して、必要な情報や資料を調査し回答すること

(イ) 市町村立図書館等に司書を派遣し、読書活動推進計画の策定、図書館設置のための施設整備、図書室の配架・除籍・PR方法、ボランティアの育成のための助言など、実地に即した運営相談を実施します。また、複数市町村からなる圏域に対し、運営相談をはじめとする支援事業の合同実施、巡回実施などを行います。	運営相談 20市町村
(ウ) 市町村立図書館等の協力のもとに、一日図書館フェスティバルを開催し、図書の貸出しや読み聞かせ、資料展示会等を実施して、PRによる図書館設置促進や読書普及及び子どもの読書活動の推進を図ります。	一日図書館フェスティバル9市町村
(エ) 学校図書館の支援を図る市町村立図書館等に対して、図書の大量一括貸出しを実施するとともに、読み聞かせ等の読書イベント及び学校図書館の運営相談を実施し、学校における子どもの読書活動を支援します。	学校読書活動支援 810市町村
(オ) 図書館づくり及び図書館活動の活性化を図る市町村に対し、新刊書を定期的に貸し出し、利用の拡大による図書館活動の活性化を図ります。	新刊書重点貸出し1市町村 1,000冊
(カ) 市町村立図書館等の職員の参加による研究協議会を開催し、道立図書館からの図書館活動に関する資料や情報提供、参加館による情報交換及び研究を行います。	研究協議会 年7地域
エ 図書館関係情報の提供	発行 年4回
(ア) 道内の図書館活動に関する情報誌『あけぼのつうしん』を発行し、道内の市町村立図書館等に対し情報提供を行います。 さらに、ホームページにおいても随時「あけぼのつうしんからピックアップ」により情報発信します。	
(イ) 市町村立図書館等の活動に関する様々な情報を収集し、提供します。	参考 20年度末総数 図書90万冊
(2) 資料の収集・整理・保存	逐次刊行物 111万冊
平成21年度における北海道立図書館資料の収集は、北海道立図書館資料収集方針、各資料の選定基準及び北海道立図書館資料収集計画(平成19年度から3ヵ年)等に基づき、次のとおり整備します。	図書 21,400 21,500冊
ア 必要な資料の確保	逐次刊行物 27,000 23,000冊
(ア) 資料の構成については、資料の現状、社会情勢の変化等を踏まえ、「北海道立図書館資料収集計画」(平成22年度から3ヵ年)を新たに策定して将来にわたって道立図書館がその期待される役割を安定的に果たしていけるよう努めます。	図書の内訳等 一般資料
(イ) 購入資料は、整備計画により適切に収集し、データの整備、資料の装備等を迅速に処理し利用の提供に努めます。	購入 8,700 8,800冊 寄贈 5,000冊

- | | |
|---|---|
| (ウ) 読書会事業等で利用する貸出文庫資料は、市町村立図書館等からのリクエストを重視して収集・整備します。 | 北方資料
購入1,000冊 |
| (エ) 購入以外の資料については、政府及び関係機関、大学、民間団体、個人等からの寄贈等を積極的に受け入れ、必要に応じて寄贈の依頼を行います。 | 寄贈5,000冊

支援活動用資料 |
| (オ) 北方資料については新刊情報誌、新聞・雑誌のほか、各図書館のOPAC ⁽⁷⁾ 等、インターネットを活用した出版情報の調査を綿密に行い、更に市町村立図書館等、公共機関、民間企業等の協力を得て、地方出版物の収集強化に努めます。 | 購入1,700冊

逐次刊行物 購入
242 241タイトル |
| (カ) インターネット上でのみ公開された北方資料の出版情報の調査を積極的にを行い、印刷可能な統計書・年鑑・年報類を主に印刷し、整理・保存に努めます。 | 寄贈 3,800

3,200タイトル |
| (キ) 購入、寄贈等で継続的に収集している逐次刊行物 ⁸ は、特集記事等のデータ入力を積極的に推進し、資料の有効利用に努めます。
また、データ未登録分の入力について、計画的に作業を進め、資料の有効利用に努めます。 | |
| (ク) マイクロ資料は、北海道新聞地方版の平成21年発刊分を収集整備します。 | |

イ 資料整理の効率化及び資料の有効活用

- (ア) 市町村立図書館等において不用となった資料についても受け入れるなど蔵書構成の充実によって、北海道における資料センターとしての役割を果たすことができるよう努めるとともに、整理業務のより一層の効率化を図るための検討を続けます。
- (イ) 支援活動用資料について一般資料等への有効活用を図るほか、図書館未設置市町村や道民への再利用の方策の検討を行います。

ウ 資料の保存及び媒体変換

- (ア) 手書き資料・青焼き資料・劣化資料等の、原本を貸出しできない貴重な資料について、劣化状態サンプリング抽出調査を引き続き実施し、劣化傾向の分析を行い、適切な保存対策の検討を行います。
- (イ) 館内の研修等により職員の図書修理技術習得を目指すほか、併せて図書修理ボランティアの養成に努めます。
- (ウ) 昭和37年から北海道教育委員会が行ったアイヌ民族文化の聞取調査の音声テープのCD化を引き続き実施します。

参考
477点のうち、
平成20年度まで
に368点をCD化

7 OPAC Online Public Access Catalog の略(利用者が使えるコンピュータ化された図書館の目録)

8 逐次刊行物 終期を予定せずに、同一の標題のもと巻号や年月に分冊刊行される出版物(新聞、雑誌等)

(3)利用者サービスの充実

多様化、高度化する利用者の要望等の把握に努め、利用者サービスの向上を図ります。

ア 貸出しの充実

(ア) 来館者への直接貸出しのほか、インターネット予約貸出し（自宅受取方式⁹⁾）を広く周知し、利用促進に努めます。

(イ) 市町村立図書館等と協力し、インターネット予約貸出し（受取館方式）を広く周知し、拡大のため理解を得るよう努めます。

イ 閲覧環境の整備及び展示コーナーの充実

(ア) 来館者が気持ちよく利用できるような対応に努めるとともに、資料・情報の要求に的確な対応ができるよう努めます。

(イ) 資料の配架や案内表示を見直し、来館者に分かりやすい閲覧環境の整備充実に努めます。

(ウ) 年間展示計画に基づいた資料展示のほか、道民が抱える課題や多様化する利用者ニーズを把握し、時宜を得た資料展示を行います。

また、展示目録をホームページに掲載し、広く利用が促進されるよう努めます。

(エ) 「新着資料コーナー」、「ビジネスコーナー」を充実し、利用促進を図ります。

(オ) 閲覧用パソコンを活用し、電子資料の利用促進や情報探索のための援助を行います。

(カ) 迅速な資料提供ができるよう蔵書点検を行います。

ウ レファレンスサービスの利用促進

(ア) サービスのPRに努め、電話、文書、FAX、メールによる各種照会や来館者からのレファレンスに積極的に応えとともに、レファレンスサービスのPRに努めます。

(イ) 図書館の利用法や資料の探し方を分かりやすく説明したパスファインダーや時宜に合った主題の文献目録等をホームページに順次掲載するほか、簡易な印刷物を作成し、利用者に提供できるようにします。

さらに、利用者ニーズの多様化に対応した情報発信ができるよう、内容の充実に努めます。

受取館

70 75市町村

2,000

2,300冊

直接貸出し

90,000

97,000冊

自宅受取500冊

展示回数 50回

参考19年度

10,908件

9 自宅受取方式 当館が所蔵する資料を個人が借り受ける場合に、北海道立図書館情報システムにインターネットにより直接貸出予約申込みを行い、直接自宅で受け取る方式

- (ウ) 外部データベースやインターネット上の有効サイトの情報を整理し、情報発信するとともに、これらを活用した迅速的確なサービスに努めます。
- (エ) 北方資料の書誌目録「北の資料」を作成し、ホームページを活用し、資料の紹介と利用促進に努めます。
- (オ) 様々な質問に迅速・的確に応えられるよう職員のスキルアップを図り、サービスの向上に努めます。

エ 児童サービスの充実

- (ア) 児童書や調べ学習の資料を計画的に整備し、道立図書館における児童の利用の拡大を図ります。
- (イ) 児童コーナーの配架の工夫や展示コーナーを充実し、利用の拡大を図ります。
- (ウ) 子ども読書の日（4月23日）及びこども読書週間（4月23日～5月12日）等に児童書を展示するほか、子ども向け利用講座等を実施します。
- (エ) 学校との連携を深め、職場体験学習等の総合的な学習の時間に協力し、児童・生徒を柔軟に受け入れます。

参考20年度
職場体験学習
高校2校5名
中学2校5名

オ デジタルライブラリーの公開

古地図や古文書などの貸出しできない貴重な資料等をデジタル化し、ホームページを通じて提供することによって、図書館に来ることなく自由に閲覧できるよう資料利用の促進を図ります。

カ 各種講座の実施

図書館利用や資料・情報検索の理解を深め、自らが課題解決を図れるよう、道民カレッジ連携講座を開催します。また、北海道医療大学との共催で健康情報に関する連携講座を開催します。

インターネット資料検索講座は、受講者の希望に沿った内容で実施し、充実を図ります。

さらに、子ども向け講座、書庫ツアーも引き続き実施します。

道民カレッジ 連携
講座 年6回
医療大 年2回
インターネット 随時
子ども講座 春
の読書週間内
書庫ツアー
年3 4回

キ 開館時間の延長の試行実施

利用者の利便性を検証するため、6月から8月までの期間週2回2時間（午後5時から7時まで）時間延長の試行を継続します。

ク ボランティアとの協働

図書館活動に関心を持ち、活動を通じて自己実現を目指す人々と協働し、より開かれた図書館活動と図書館サービスの一層の活性化に努めます。

登録者
50 40名

コ 広報活動等の推進

北海道立図書館要覧を発行します。また、図書館報等により、随時、図書館活動等の情報を提供・発信、ホームページの充実を図り、利用者サービスの向上に努めます。なお、広報活動の推進に当たっては、より効果的な情報発信に向け取り進めます。

発行物(発行回数) 要覧(1)、
館報(3)、Do-
re(3) あけぼ
の通信(4)、
北の資料(2)

(4) 課題解決支援等レファレンスサービスの充実

道民や地域が抱える課題解決へのお手伝いをするため、レファレンスサービスの充実を図ります。所蔵資料やインターネット情報を利用しやすく加工して情報の発信を行うほか、課題解決サポート事業を推進します。

ア レファレンスサービスの充実

- (ア) 市町村立図書館等及び道民から寄せられるレファレンスを迅速・的確に解決し、サービスの向上を図るとともに、より一層の利用を促進するためPRに努めます。
- (イ) 市町村立図書館等及び道民が抱えている課題を自ら解決できるよう、時宜にかなった主題の文献目録や書誌目録を作成・提供するほか、外部データベースやインターネット上の有効サイトの情報を整理し、情報発信します。
- (ウ) 市町村立図書館等職員向け研修や広報誌を発行し、市町村におけるレファレンスの普及とスキルアップに寄与します。

イ ほっかいどう地域の課題解決サポート事業の推進

(ア) 道政サポートサービスの実施

道民生活のより一層の向上に資するため、道職員が道政課題や地域課題の解決を図っていく上で必要とする資料や情報について、簡便・迅速な方法による資料提供やレファレンスサービスを積極的に行います。

(イ) 医療・健康・福祉情報及びビジネス情報サービス等の実施

資料や情報の探し方ガイドの作成、ホームページ上での情報リンク集の充実、関連資料の展示や貸出し、関係機関との連携やセミナー等の開催を通じ、北海道の暮らしや経済に関わる課題の解決に寄与します。

(5) 子ども読書活動の推進

「北海道子どもの読書活動推進計画」では、北海道のすべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において、自主的に読書活動を行えるよう、環境整備を図ることを基本理念としており、児童サービスの充実を図るとともに市町村支援事業を行います。

ア 児童サービスの充実 (3)エの再掲)

- (ア) 児童書や調べ学習の資料を計画的に整備し、道立図書館における児童の利用の拡大を図ります。
- (イ) 児童コーナーの配架の工夫や展示コーナーを充実し、利用の拡大を図ります。
- (ウ) 子ども読書の日(4月23日)及びこども読書週間(4月23日~5月12日)等に児童書を展示するほか、子ども向け利用講座等を実施します。
- (エ) 学校との連携を深め、職場体験学習等の総合的な学習の時間に協力し、児童・生徒を柔軟に受け入れます。

イ 市町村支援事業の実施

- (ア) 子ども読書活動の推進を図る市町村立図書館等に対し、学校読書活動支援の実施及び一日図書館フェスティバルの開催など、地域における子どもの読書活動を支援するとともに、ボランティアの育成支援のための助言を行います。学校読書活動支援 10市町村
一日図書館フェスティバル 9市町村
- (イ) 市町村立図書館等で行われるおはなし会や図書まつりなどの各種事業に、大型絵本、しかけ絵本等の貸出しを行い、子どもの読書活動の推進を図ります。図書館事業費*1
貸出し
62市町村
- (ウ) 子どもの読書に関する資料の収集提供、ホームページによる情報提供を行います。
- (エ) 市町村支援事業の実施と連携して「子ども読書応援プロジェクト」¹⁰事業に協力します。

(6)各種研修等の充実

市町村立図書館等の職員の資質向上のため、研修会等を開催するほか、要請に応じ、担当職員を研修会の講師等として派遣します。

ア 研修会の開催

- (ア) 新任実務研修参考20年度
市町村立図書館等の新任職員を対象に、それぞれの市町村立図書館等の課題に基づくカリキュラムによる研修を随時実施します。新任実務研修
2市町村2名
- (イ) 市町村図書館職員レファレンス体験研修参考20年度
市町村立図書館等の実情に合わせたカリキュラムで行う研修を随時実施し、スキルアップを図ります。市町村図書館職員レファレンス
体験研修
研修6回18名

10 子ども読書応援プロジェクト 子ども読書意欲を向上させる機会を提供する道教委事業(国の委託事業)

(ウ) 研究協議会((1)ウ(カ)の再掲)	市町村立図書館等の職員の参加による研究協議会を開催し、道立図書館からの図書館活動に関する資料や情報提供、参加館による情報交換及び研究を行います。	研究協議会 年7地域
<u>イ 職員の派遣</u>	市町村立図書館等の要請に応じ、各管内における図書館職員の研修会及び研究会の講師等として、担当職員を派遣します。	参考20年度 6個所7名
<u>ウ 北海道図書館振興協議会の研修会への協力</u>	北海道図書館振興協議会と協力し、市町村立図書館等職員を対象とした各種研修事業を開催するとともに、内容の充実に努めます。	新任職員研修 中堅職員研修 研究集会
<u>エ 研修会等の情報提供</u>	文部科学省、国立国会図書館及び日本図書館協会等主催の研修会等の開催について、周知及び参加の奨励に努めるとともに、関係団体と連携・協力を図り、各種研修会の情報提供に努めます。	
(7)関係団体・機関等との連携	道内図書館の振興や相互協力の促進を図るため、図書館間及び次の関連団体等との連携強化に努めます。	
<u>ア 北海道図書館振興協議会</u>	(ア) 市町村立図書館等間の相互協力を推進するため、連携協力して諸課題の解決に努めます。 (イ) 市町村立図書館等職員を対象とした各種研修事業に協力し、内容の充実に努めます。(再掲)	新任職員研修 中堅職員研修 研究集会
<u>イ 北海道図書館連絡会議</u>	(ア) 館種を越えた問題について協議、情報交換等を行うため、道内の公共・大学・短大・専門・学校図書館の協議会との相互連携に努めます。 (イ) 北海道図書館大会を共同開催し、道内図書館の振興に努めます。	
<u>ウ 北海道読書推進運動協議会</u>	読書週間の取組等の情報提供や優良読書グループ表彰によるボランティアグループの育成等、子どもの読書活動推進のために連携協力して、読書普及の推進に努めます。	表彰 8グループ

エ 道立関係機関等

北方資料の保存・利用・レファレンス等について、北海道立文書館、北海道立アイヌ民族研究センター、北海道史研究協議会などの関係機関・団体との連携・協力を努めます。

オ 地域（江別市）との連携

江別市教委、江別市情報図書館及び道立図書館の3者で協議を行い、連携の取組を検討するとともに、近隣学校との連携協力を進めます。

参考20年度

インターシップ

1 大学3名

(8)施設・設備の改善・活用

施設・設備については、その現状や活用状況から、必要な改善を図り、より効果的な活用を行うよう努めます。

ア 図書館情報システムの運用の充実

図書館情報システムを活用し、図書館情報を提供するとともに、市町村立図書館等及び利用者へのサービスの推進に努めます。

(ア) ホームページの充実

道内の図書館等の情報等を適時に登載し、関係機関等とのリンクの拡充をするなどして、ホームページの内容の充実に努めます。

(イ) 北海道図書館横断検索システム¹¹参加館の拡大と運用の充実

横断検索システムへの参加館拡大に努めるとともに、市町村立図書館等情報システムの状況を的確に把握し、横断検索システムが効果的に運用されるよう努めます。

(ウ) システム更新について

利用者サービスの充実と業務の効率化を図るため、情報システムの更新を行います。

イ 施設・設備の補修

施設・設備の現状を鑑み、利用者サービスの実施に影響を来さないよう、必要な補修を検討することとし、そのための予算の確保に努めます。

ウ 遊休地・遊休施設の活用

財産の有効活用を図る観点から、敷地等の維持や施設の管理等について今後の方策を検討します。

エ 書架の増設による収納スペースの確保

書庫狭隘の解消に向け、書架の増設について検討します。

11 北海道図書館横断検索システム 道立図書館と道内市町村立図書館(参加館のみ)の所蔵資料を一括して検索する機能

(9)管理運営と組織機構等

「新たな行財政改革への取組み」等へ対応したこれまでの様々な改善等の取組を踏まえながら、生涯学習の拠点として、道民の理解を得られる図書館サービスを推進するため、引き続き、効率的な管理運営に努めるとともに、組織の見直しを行います。

ア 管理運営の効率化

効率的な管理運営と経費削減を図る取組を行います。

(ア) 業務委託の拡大

平成19年度から委託を開始した、梱包・発送、資料整備・新聞製本、支援用貸出資料の返却・配架の業務のほか、さらに委託可能な業務について検討します。

(イ) 委託業務の近隣施設との統合

除雪業務は道立教育研究所と共同で委託しているところですが、予算の効率的な執行を図るため、今後とも他の委託業務について、その可能性を検討します。

(ウ) 包括的業務委託・機械警備委託の継続

庁舎内外清掃管理業務、ボイラー等管理業務などの包括的な業務委託及び機械警備委託を継続して行います。

イ 組織・機構の見直し

組織・機構については、平成17年度から19年度までの3ヶ年で5名の定数減を実現しましたが、引き続き、民間委託の拡大に伴う組織・機構の見直し(20~22年度)を行います。

	年度		配置定数
	H17 19	44名	39名
	H20 22	39名	37名

ウ 職員の資質向上

職員の資質向上を図るため、各種研修会等への参加を奨励し、研修で得た知識、技能等の共有化に努めるとともに、職場内研修を計画的に実施するほか職員の自主的な研修を推進します。

(10)その他

これからの図書館の在り方検討委員会

急激な社会情勢の変化に伴う、多様化、高度化する道民ニーズに対応する図書館サービスが望まれることから、道民にとって役立つ道立図書館の在り方について検討するために館内に設置した組織により、検討を進めます。

(参 考) 平成 2 1 年度 図書館活動振興事業等予定一覧

旬 月	上 旬	中 旬	下 旬
4			子ども読書の日(23日) こどもの読書週間(4/23～5/12) 北図振～第1回理事会・総会(24日、 札幌市) 日図協～図書館記念日(30日)
5	日図協～図書館振興の月 北学図～定期総会(9日、札幌市)		日図協～理事会(27日)・評議員会 (28日) 日図協(公共図書館部会)～幹事会 (28日)・総会(29日) 全公図～理事会(28日、東京都) ・道民カレッジ連携講座(21日) 北読進協～総会
6	北図振～北海道図書館新任職員研修会 (道立図書館)	北日図連～総会・理事会(11日、 山形市) 北日図連、北図振、連絡会議～北日本 図書館大会(11～12日、山形市)	北海道図書館連絡会議 ・道民カレッジ連携講座(25日) ・北海道立図書館協議会(第1回)
7	北図振～北海道図書館中堅職員研修会 (道立図書館) 北図振～管内図書館振興協議会等～地 方研究集会(7～2月、各管内で開催)	全公図～総会(10日、東京都)	北図振～全道図書館職員録の発行 ・道民カレッジ連携講座(20日)
8			北図振～「北海道の図書館」 -平成21年4月1日現在-」発行
9	・道民カレッジ連携講座(医療大共催セミナー) (2日)	北図振～北海道図書館大会(10～11日 予定、札幌市)	
10	北図振～全道図書館研究集会 (札幌市) 北日図連～北日図連総合・経営部門 研究協議会(9日、秋田市)		日図協～全国図書館大会 (30日、東京都千代田区) 読書週間(10/27～11/9) 文字・活字文化の日(27日) 北読進協～優良読書グループ表彰
11	北海道図書館連絡会議 北学図～北海道学校図書館研究大会 (5～6日、釧路市)	北図振～第2回理事会、全道図書館長 会議(札幌市)	・北海道立図書館協議会(第2回)
12	・医療大共催講座(2日) 北学図～青少年読書感想文全道コンク ール及び北海道指定図書読書感想文コ ンクール(6日、札幌市)		
1	北学図～北海道学校図書館研修講座 (5～7日、札幌市)	日図協～全国公共図書館総合・経営、 サービス部門研究集会(14～15日、 新潟県新潟市)	
2	日図協(公共図書館部会)～幹事会 全公図～理事会(28日、東京都)		北日図連～第2回理事会
3	・北海道立図書館協議会(第3回) 日図協～理事会・評議員会		

凡例 ・北 図 振 ... 北海道図書館振興協議会 ・北日図連 ... 北日本図書館連盟 ・北読進協 ... 北海道読書推進運動協議会
・北 学 図 ... 北海道学校図書館協会 ・日 図 協 ... 日本図書館協会 ・全 公 図 ... 全国公共図書館協議会

3 予算の概要

平成21年度予算の概要は次のとおりです。

(単位：千円)

項 目	20年度	21年度	増 減	摘 要
義務的経費				
北海道立図書館協議会	489	520	31	協議会運営に要する経費
小計	489	520	31	
施設等維持管理費				
図書館維持運営費(維持費)	41,397	39,695	1,702	施設の適切な維持管理に要する経費
図書館情報システム整備費	63,940	61,887	2,053	情報システムの維持に要する経費
小計	105,337	101,582	3,755	
一般施策事業費				
図書館情報システム運営費	7,696	7,689	7	市町村立図書館等との通信ネットワーク、情報整備のため経費
図書館維持運営費	5,566	5,344	222	事業及び施設運営を円滑に実施するため要する経費
図書館資料整備費	40,426	39,971	455	資料収集に要する経費
北日本図書館大会開催費補助金	200	0	200	北日本図書館大会開催補助
小計	53,888	53,004	884	
計	159,714	155,106	4,608	

4 組織体制



5 図書館資料の整備計画

平成21年度における北海道立図書館資料の収集は、北海道立図書館資料収集方針、各資料の選定基準及び北海道立図書館資料収集計画（平成19年度から3ヵ年）等に基づき、次のとおり整備します。

(1) 購入による資料収集

【 図書資料 】

ア 一般資料

(ア) 資料収集に当たっての基本

- a 資料の収集範囲は新刊書を中心とし、既刊書及び復刻資料も含むものとします。
- b 市町村立図書館等及び道民からのリクエストについては、積極的に対応します。

貸出文庫資料

市町村立図書館等からのリクエストを重視して収集します。

(イ) 重点項目

a 一般図書

- (a) 今年度の重点分野は、産業部門（農林水産業及び観光、商業、交通、通信等の分野）とし、今日的な社会状況から北海道の主要産業である農業、畜産業、林業、水産業などに関連する資料に重点をおき収集します。
- (b) 前項以外では、貸出要望の高い資料や地域の課題解決に向けた資料、本道経済の向上に寄与する資料等の収集についても、積極的に取り組みます。

b 参考図書

- (a) 年鑑、年報、白書、統計書及び各種業界情報は、継続して収集します。
- (b) 各分野の主要な事典、ハンドブックの充実を図ります。
- (c) 各国語の辞典類を更新します。

c 児童図書

各種の受賞作品を中心とした文学作品と、調べ学習に対応できる資料など、子どもの読書推進のために資料を収集します。

(ウ) 収集計画〔各部門別購入計画〕

区分	総記	哲学	歴史	社会科学	自然科学	工学・技術	産業	芸術	語学	文学	児童書	復刻雑誌	合計
目標冊数	350冊	400冊	780冊	1,900冊	800冊	760冊	700冊	700冊	150冊	1,600冊	600冊	60冊	8,800冊
構成比率	4.0%	4.5%	8.9%	21.6%	9.1%	8.6%	8.0%	8.0%	1.7%	18.2%	6.8%	0.7%	100%

イ 北方資料

(ア) 資料の収集範囲

資料の種類、形態を問わず、また、サービス対象者を制限することなく、様々な利用者の様々な要求に応え得るあらゆる資料を収集します。

a 北方地域の過去、現在を知り、未来を展望できる資料を収集します。

(a) 北方地域を主題とする資料

(b) 北方地域に関係の深い人物、団体等を主題とする資料

b 新刊書は、漏れなく収集します。

c 古書は、需要度の高いもの、資料価値の高いもの、入手が困難なものを優先して収集します。

(イ) 収集計画〔資料種別購入計画〕

前年度の購入実績を勘案して収集します。

区 分	図 書			視聴覚資料	計
	新刊書	古 書	小 計		
予定数量	800冊	50冊	850冊	150点	1,000冊
構成比率	80%	5%	85%	15%	100.0%

ウ 支援活動用資料

(ア) 新刊書重点貸出用

図書館未設置市町村における公民館図書室等の利用増を図るため、話題の小説やエッセイ等の読み物や日常生活に係る料理、育児等の実用書、絵本や児童向け読み物を収集します。

(イ) 事業協力用

学校読書支援、一日図書館フェスティバル等の支援事業や市町村立図書館等の実施する青空図書館、読み聞かせ等を支援するために、絵本、児童向け読み物、図鑑、調べ学習用図書等の児童書を収集します。

また、大型絵本、しかけ絵本、エプロンシアター等を収集します。

(ウ) 収集計画〔分野別購入計画〕

過去3年間の貸出状況及び蔵書状況を勘案し収集します。

区 分	実用・教養書	文学一般	児 童 書	計
予定冊数	400冊	500冊	800冊	1,700冊
構成比率	23.5%	29.4%	47.1%	100%

【 逐次刊行物 】

市町村立図書館の収集状況を考慮しながら各分野ごとの選定基準に照らし収集します。

- ・一般資料 182 タイトル
- ・北方資料 59 タイトル
- (計 241 タイトル)

【 視聴覚資料 】

ア 一般資料

映像資料・録音資料は、図書館学関係資料を中心に収集します。マイクロ資料は、北海道新聞地方版を収集します。電子資料は、図書から切り替わった資料を継続収集します。

イ 北方資料

映像資料・録音資料、マイクロ資料、電子資料等で北方地域を主題とする資料を収集します。

(2) 寄贈等による資料収集

ア 一般資料

政府及び政府関係機関、大学、民間団体、個人等からの寄贈等により収集する資料は、各資料の選定基準に照らして収集するほか、必要に応じて寄贈依頼するなどして有効に収集するものとし、図書資料約5,000冊、逐次刊行物約2,000タイトルの収集を目標とします。

イ 北方資料

出版情報の把握に努め、寄贈依頼等の方法を積極的に活用して、各種資料を有効収集し資料の充実を図るものとし、図書資料約5,000冊、逐次刊行物約1,200タイトルの収集を目標とします。

(3) その他

所蔵資料の保存については、特に北方資料を最優先とし、貴重と認められる資料のデジタル化、劣化資料(酸性紙等)の複製、中性紙による帙作成及び破損資料の製本の取組を行います。また、書庫内の防虫や空気調和環境の適正な維持等、後世への利用提供のための良好な保存環境の維持に努めます。

6 非常措置計画の概要

北海道立図書館防火管理規程

(平成18年3月31日館長決定)

この規程は、消防法(昭和23年法律第186号)第8条並びに北海道立図書館管理規則(昭和52年北海道教育委員会規則第20号)第19条の規定に基づき、必要な事項を定める。

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、北海道立図書館(以下「図書館」という。)における防火管理の徹底を期し、もって、火災その他の災害を予防し、警戒し、鎮圧し及び災害による人的、物的被害を軽減することを目的とする。

(他の規程との関係)

第2条 前条の目的を達成するため防火管理について、必要な事項は別に定めのある場合のほか、この規程の定めるところによる。

第2章 防火管理機構

(防火管理責任組織)

第3条 常時の火災予防について徹底を期するため、次の管理責任者等を置くこととし、北海道立図書館長(以下「館長」という。)がこれを指定する。

(1) 防火管理者

(2) 火気取締責任者

2 前項のための組織及び任務分担は、別に定めるところによる。

(自衛消防組織)

第4条 火災その他の事故発生の場合、その被害鎮圧のため図書館内に自衛消防組織を置く。

2 自衛消防組織を指揮監督するため、自衛消防本部長及び自衛消防副本部長を置く。

3 前項の組織及び任務の分担は、別に定めるところによる。

第3章 火災予防

(点検基準)

第5条 火災予防のための消防用設備等の点検基準は、次による。

区分	点検種別等	総合点検				機能点検			点検期間
		作動	外観	機能	総合	作動	外観	機能	
	自動火災報知設備							6月ごと(総合年1回、機能年1回)	
	防火戸・防火シャッター設備							6月ごと(総合年1回、機能年1回)	
	誘導灯及び誘導標識							6月ごと(総合年1回、機能年1回)	
	屋内消火栓設備							6月ごと(総合年1回、機能年1回)	
	ハロゲン化物消火設備							6月ごと(総合年1回、機能年1回)	
	消火器具							6月ごと(総合年1回、機能年1回)	
	非常放送設備							6月ごと(総合年1回、機能年1回)	
	非常電源設備							6月ごと(総合年1回、機能年1回)	
	避難器具							6月ごと(総合年1回、機能年1回)	

(改善措置並びに記録保存)

第6条 前条に基づく点検の結果、改善を要する事項を発見した場合は、防火管理者にすみやかに報告するものとする。

2 防火管理者は、前項の報告を受けたとき、館長の指示を求め、改善に努めなければならない。

3 点検の結果は、点検票に記録し、保存しなければならない。

(臨時火気使用)

第7条 図書館の施設内及び敷地内において臨時に火気を使用する場合は、防火管理者の許可を受けなければならない。

2 図書館の施設内及び敷地内において喫煙は禁止する。

第4章 災害防御

(防御)

第8条 図書館の施設内及び敷地内に火災発生又はその他の災害が発生した場合は、被害を鎮圧するため、第4条に定める自衛消防組織の編成により担当任務の遂行に当たるものとする。

第5章 教育訓練

(防火教育)

第9条 図書館の職員は、進んで防火に関して教育を受け、防火管理の万全を期するよう努めるものとする。

(消防訓練)

第10条 災害に際し被害を鎮圧するため、消防訓練によって技術の向上に努めるものとする。消防訓練は、総合訓練を年1回以上実施するものとする。

第6章 消防機関との連絡

(連絡事項)

第11条 防火管理者は、次の事項について常に消防機関と連絡を密にして、防火管理の適正を期するよう努めなければならない。

- (1) 消防計画の提出（改正の際は、その都度）
- (2) 査察の要請
- (3) 教育訓練指導の要請
- (4) 建物及び諸設備の使用、変更する場合の事前連絡及び法令に基づく諸手続きの促進
- (5) その他防火管理に必要な事項

第7章 その他

(その他)

第12条 この規程は、図書館の業務委託に係わる者、物品の納入等で出入りする業者等並びに利用者についても適用する。

附 則

- 1 この規程は、平成18年4月1日から適用する。
- 2 昭和49年5月1日の館長決定は廃止する。
- 3 この規程は、平成19年4月1日から適用する。

北海道立図書館自衛消防組織編成表

